

2018濃濃発第41号
2018年6月29日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

日本原燃株式会社
濃縮事業部 ウラン濃縮工場
濃縮運転部長
野 里 紳 士

「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」の内容の一部読み替えについて

2018年4月2日付、2018濃濃発第2号にて届け出ました弊社「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」につきましては、社内組織変更による役職名称等の変更に伴い、添付資料のとおり読み替えいたしますのでご連絡いたします。

添付資料

「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以 上

濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (1/8)

現行	読み替え後	備考
第2章 原子力災害予防対策 (略) 第2節 防災活動に使用する施設及び設備の整備 (略) 2. 全社対策本部室 (1) 安全・品質本部安全推進部長は、全社対策本部室及び代替場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。 (2) 安全・品質本部安全推進部長は、別表6に定める施設が維持されていることを確認する。 (3) 青森総合本部長 は、全社対策本部青森班の活動拠点として対策本部室の場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。 (4) 東京支社長は、全社対策本部東京班の活動拠点として対策本部室の場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。 3. 原子力事業所災害対策支援拠点 (1) 安全・品質本部安全推進部長は、別図12に示す場所に原子力事業所災害対策支援拠点を定め、常に使用可能な状態に整備する。 (2) 安全・品質本部安全推進部長は、別表6に定める施設が維持されていることを確認する。 (3) 安全・品質本部安全推進部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。 4. 退去必要者の集合場所 濃縮運転部長は、緊急時態勢発令時における来訪者及び防災活動に従事しない者であって、事故が発生した施設（事故の状況によっては、事故が発生した施設以外の施設も含む。）外へ退去させる必要があると判断される者（以下「退去必要者」という。）の集合場所を別図10のとおり定め、立て看板等により明示する。集合場所を変更したときは、関係者に周知する。 5. 除染施設、応急処置施設 安全管理部長及び 経営本部 人事部長は、別図11に示す除染施設及び応急処置施設を常に使用可能な状態に整備する。 6. 気象観測設備 (1) 安全管理部長は、別図11に示す気象観測設備に関して、定期的に点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。また不具合を認めた場合は速やかに修理する。 (2) 安全管理部長は、気象観測設備により観測したデータを1年間保存する。 7. 放送装置 地域・業務本部 総務部長は、事業所の構内放送装置を常に使用可能な状態に整備し、不具合を認めた場合は速やかに修理する。	第2章 原子力災害予防対策 (略) 第2節 防災活動に使用する施設及び設備の整備 (略) 2. 全社対策本部室 (1) 安全・品質本部安全推進部長は、全社対策本部室及び代替場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。 (2) 安全・品質本部安全推進部長は、別表6に定める施設が維持されていることを確認する。 (3) 青森地域共生本社代表 は、全社対策本部青森班の活動拠点として対策本部室の場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。 (4) 東京支社長は、全社対策本部東京班の活動拠点として対策本部室の場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。 3. 原子力事業所災害対策支援拠点 (1) 安全・品質本部安全推進部長は、別図12に示す場所に原子力事業所災害対策支援拠点を定め、常に使用可能な状態に整備する。 (2) 安全・品質本部安全推進部長は、別表6に定める施設が維持されていることを確認する。 (3) 安全・品質本部安全推進部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。 4. 退去必要者の集合場所 濃縮運転部長は、緊急時態勢発令時における来訪者及び防災活動に従事しない者であって、事故が発生した施設（事故の状況によっては、事故が発生した施設以外の施設も含む。）外へ退去させる必要があると判断される者（以下「退去必要者」という。）の集合場所を別図10のとおり定め、立て看板等により明示する。集合場所を変更したときは、関係者に周知する。 5. 除染施設、応急処置施設 安全管理部長及び 業務推進本部 人事部長は、別図11に示す除染施設及び応急処置施設を常に使用可能な状態に整備する。 6. 気象観測設備 (1) 安全管理部長は、別図11に示す気象観測設備に関して、定期的に点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。また不具合を認めた場合は速やかに修理する。 (2) 安全管理部長は、気象観測設備により観測したデータを1年間保存する。 7. 放送装置 業務推進本部 総務部長は、事業所の構内放送装置を常に使用可能な状態に整備し、不具合を認めた場合は速やかに修理する。	役職名の変更による読み替え
第3節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備 (略) 2. 原子力防災資機材等 (1) 原子力防災資機材 a. 地域・業務本部 総務部長、 経営本部 人事部長、濃縮運転部長、安全管理部長及び安全・品質本部安全推進部長は、別表7に示す原子力防災資機材について次の措置を講じる。	第3節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備 (略) 2. 原子力防災資機材等 (1) 原子力防災資機材 a. 業務推進本部 総務部長、 業務推進本部 人事部長、濃縮運転部長、安全管理部長及び安全・品質本部安全推進部長は、別表7に示す原子力防災資機材について次の措置を講じる。	役職名の変更による読み替え

濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (2/8)

現行	読み替え後	備考
<p>(a) 必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。なお、非常用通信機器については、連絡先又は連絡先の番号に変更があった場合、これを更新し常に使用可能な状態にする。</p> <p>(b) 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。</p> <p>b. 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、様式5に定める届出書により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。また、毎年9月30日における原子力防災資機材の備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。</p> <p>(2) その他の防災資機材</p> <p>a. 地域・業務本部総務部長、経営本部人事部長、濃縮運転部長、安全管理部長及び濃縮計画部長は、別表8に示すその他の防災資機材に関して、必要な数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。</p> <p>(3) 全社におけるその他原子力防災関連資機材等の整備</p> <p>a. 安全・品質本部安全推進部長は、別表9に示す全社対策本部室の原子力防災関連資機材及び別表10に示す原子力事業所災害対策支援拠点のその他の防災資機材を確保するとともに、定期的な保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。</p>	<p>(a) 必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。なお、非常用通信機器については、連絡先又は連絡先の番号に変更があった場合、これを更新し常に使用可能な状態にする。</p> <p>(b) 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。</p> <p>b. 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、様式5に定める届出書により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。また、毎年9月30日における原子力防災資機材の備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。</p> <p>(2) その他の防災資機材</p> <p>a. 業務推進本部総務部長、業務推進本部人事部長、濃縮運転部長、安全管理部長及び濃縮計画部長は、別表8に示すその他の防災資機材に関して、必要な数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。</p> <p>(3) 全社におけるその他原子力防災関連資機材等の整備</p> <p>a. 安全・品質本部安全推進部長は、別表9に示す全社対策本部室の原子力防災関連資機材及び別表10に示す原子力事業所災害対策支援拠点のその他の防災資機材を確保するとともに、定期的な保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。</p>	役職名の変更による読み替え
<p>第4節 原子力防災活動に必要な資料の整備</p> <p>1. 緊急時対策所、全社対策本部室等に備え付ける資料</p> <p>安全・品質本部環境管理センター長、経営本部人事部長、濃縮運転部長、安全管理部長及び安全・品質本部安全推進部長は、別表11に定める原子力防災活動で使用する資料を緊急時対策所に備え付ける。また、全社対策本部室及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料については、安全・品質本部安全推進部長に送付する。</p> <p>安全・品質本部安全推進部長は、送付された資料を全社対策本部室に備え付ける。</p> <p>なお、安全・品質本部環境管理センター長、経営本部人事部長、濃縮運転部長、安全管理部長及び安全・品質本部安全推進部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p>	<p>第4節 原子力防災活動に必要な資料の整備</p> <p>1. 緊急時対策所、全社対策本部室等に備え付ける資料</p> <p>安全・品質本部環境管理センター長、業務推進本部人事部長、濃縮運転部長、安全管理部長及び安全・品質本部安全推進部長は、別表11に定める原子力防災活動で使用する資料を緊急時対策所に備え付ける。また、全社対策本部室及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料については、安全・品質本部安全推進部長に送付する。</p> <p>安全・品質本部安全推進部長は、送付された資料を全社対策本部室に備え付ける。</p> <p>なお、安全・品質本部環境管理センター長、業務推進本部人事部長、濃縮運転部長、安全管理部長及び安全・品質本部安全推進部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p>	役職名の変更による読み替え

濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (3/8)

現行	読み替え後	備考
<p>第3章 警戒態勢発令時の措置 (略)</p> <p>第2節 警戒態勢の発令及び解除</p> <p>1. 事業部対策本部 (1) 原子力防災管理者は、前節第1項の連絡を行うときは、別図8に従い直ちに警戒態勢を事業所に発令する。 (2) 原子力防災管理者は、警戒態勢を発令したときは、構内放送又は緊急連絡網等を使用し、原子力防災要員等を緊急時対策所に招集し、事業部対策本部を設置する。 (3) 原子力防災管理者は、警戒態勢を発令したときは、直ちに、社長、埋設事業部長及び再処理事業部長へその旨を連絡するとともに、埋設事業部長及び再処理事業部長には同事業部の原子力防災要員等の待機を要請する。 (4) 原子力防災管理者は、警戒態勢発令後は事業部対策本部長となり、緊急時対策活動を掌握してその職務を遂行する。 (5) 事業部対策本部長は、災害対策の進行状況により、通常の組織で対応可能と判断した場合、全社対策本部長に報告し、警戒態勢を解除する。</p> <p>2. 全社対策本部 (1) 社長は、原子力防災管理者から事業所における警戒態勢発令の連絡を受けたときは、全社対策本部における警戒態勢を発令する。 (2) 社長は、警戒態勢を発令したときは、社内放送又は緊急連絡網等を使用し全社対策本部の要員を全社対策本部室に招集し、全社対策本部を設置する。 青森総合本部長は、社長からの警戒態勢発令を受け、要員を招集し全社対策本部青森班を青森総合本部内に設置する。 東京支社長は、社長からの警戒態勢発令を受け、要員を招集し全社対策本部東京班を東京支社内に設置する。 (3) 社長は、警戒態勢発令後は全社対策本部長となり、緊急時対策活動を掌握してその職務を遂行するとともに、必要に応じ全社活動方針を示す。 (4) 全社対策本部は、社外連絡等の緊急時対策活動を実施するとともに、事業所において実施される緊急時対策活動を支援する。 (5) 社長が事故その他の理由によって不在の場合は、あらかじめ指名された役員が緊急時に係る職務を代行する。 (6) 全社対策本部長は、事業部の警戒態勢が解除された場合、全社対策本部における警戒態勢を解除する。</p>	<p>第3章 警戒態勢発令時の措置 (略)</p> <p>第2節 警戒態勢の発令及び解除</p> <p>1. 事業部対策本部 (1) 原子力防災管理者は、前節第1項の連絡を行うときは、別図8に従い直ちに警戒態勢を事業所に発令する。 (2) 原子力防災管理者は、警戒態勢を発令したときは、構内放送又は緊急連絡網等を使用し、原子力防災要員等を緊急時対策所に招集し、事業部対策本部を設置する。 (3) 原子力防災管理者は、警戒態勢を発令したときは、直ちに、社長、埋設事業部長及び再処理事業部長へその旨を連絡するとともに、埋設事業部長及び再処理事業部長には同事業部の原子力防災要員等の待機を要請する。 (4) 原子力防災管理者は、警戒態勢発令後は事業部対策本部長となり、緊急時対策活動を掌握してその職務を遂行する。 (5) 事業部対策本部長は、災害対策の進行状況により、通常の組織で対応可能と判断した場合、全社対策本部長に報告し、警戒態勢を解除する。</p> <p>2. 全社対策本部 (1) 社長は、原子力防災管理者から事業所における警戒態勢発令の連絡を受けたときは、全社対策本部における警戒態勢を発令する。 (2) 社長は、警戒態勢を発令したときは、社内放送又は緊急連絡網等を使用し全社対策本部の要員を全社対策本部室に招集し、全社対策本部を設置する。 青森地域共生本社代表は、社長からの警戒態勢発令を受け、要員を招集し全社対策本部青森班を青森地域共生本社内に設置する。 東京支社長は、社長からの警戒態勢発令を受け、要員を招集し全社対策本部東京班を東京支社内に設置する。 (3) 社長は、警戒態勢発令後は全社対策本部長となり、緊急時対策活動を掌握してその職務を遂行するとともに、必要に応じ全社活動方針を示す。 (4) 全社対策本部は、社外連絡等の緊急時対策活動を実施するとともに、事業所において実施される緊急時対策活動を支援する。 (5) 社長が事故その他の理由によって不在の場合は、あらかじめ指名された役員が緊急時に係る職務を代行する。 (6) 全社対策本部長は、事業部の警戒態勢が解除された場合、全社対策本部における警戒態勢を解除する。</p>	役職名の変更による読み替え 組織名称の変更による読み替え

濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (4/8)

現行	読み替え後	備考
<p>第4章 第1次緊急時態勢発令時の措置 (略) 第2節 第1次緊急時態勢の発令</p> <p>1. 対策本部の設置 (1) 事業部対策本部 a. 原子力防災管理者は、前節第1項の通報を行うときは、別図8に従い直ちに第1次緊急時態勢を事業所に発令する。 b. 原子力防災管理者は、第1次緊急時態勢を発令したときは、構内放送又は緊急連絡網等を使用し、原子力防災要員等を緊急時対策所に招集し、事業部対策本部を設置する。 c. 事業部対策本部設置後は、原子力防災管理者が事業部対策本部長となりその職務を遂行する。 d. 原子力防災管理者は、第1次緊急時態勢を発令したときは、直ちに社長、埋設事業部長及び再処理事業部長へその旨を連絡するとともに、埋設事業部長及び再処理事業部長には同事業部の原子力防災要員等の待機を要請する。</p> <p>(2) 全社対策本部 a. 社長は、原子力防災管理者から事業所における第1次緊急時態勢発令の連絡を受けたときは、直ちに第1次緊急時態勢を全社（発災事業所を除く。）に発令する。 b. 社長は、第1次緊急時態勢を発令したときは、社内放送又は緊急連絡網等を使用し全社対策本部の要員を全社対策本部室に招集し、全社対策本部を設置する。 青森総合本部長は、社長からの第1次緊急時態勢発令を受け、要員を招集し全社対策本部青森班を青森総合本部内に設置する。 東京支社長は、社長からの第1次緊急時態勢発令を受け、要員を招集し全社対策本部東京班を東京支社内に設置する。 c. 社長は、第1次緊急時態勢発令後は全社対策本部長となり、緊急時対策活動を掌握してその職務を遂行するとともに、必要に応じ全社活動方針を示す。 d. 全社対策本部は、社外連絡等の緊急時対策活動を実施するとともに事業所において実施される緊急時対策活動を支援する。 e. 社長が事故その他の理由によって不在の場合は、あらかじめ指名された役員が緊急時に係る職務を代行する。</p>	<p>第4章 第1次緊急時態勢発令時の措置 (略) 第2節 第1次緊急時態勢の発令</p> <p>1. 対策本部の設置 (1) 事業部対策本部 a. 原子力防災管理者は、前節第1項の通報を行うときは、別図8に従い直ちに第1次緊急時態勢を事業所に発令する。 b. 原子力防災管理者は、第1次緊急時態勢を発令したときは、構内放送又は緊急連絡網等を使用し、原子力防災要員等を緊急時対策所に招集し、事業部対策本部を設置する。 c. 事業部対策本部設置後は、原子力防災管理者が事業部対策本部長となりその職務を遂行する。 d. 原子力防災管理者は、第1次緊急時態勢を発令したときは、直ちに社長、埋設事業部長及び再処理事業部長へその旨を連絡するとともに、埋設事業部長及び再処理事業部長には同事業部の原子力防災要員等の待機を要請する。</p> <p>(2) 全社対策本部 a. 社長は、原子力防災管理者から事業所における第1次緊急時態勢発令の連絡を受けたときは、直ちに第1次緊急時態勢を全社（発災事業所を除く。）に発令する。 b. 社長は、第1次緊急時態勢を発令したときは、社内放送又は緊急連絡網等を使用し全社対策本部の要員を全社対策本部室に招集し、全社対策本部を設置する。 青森地域共生本社代表は、社長からの第1次緊急時態勢発令を受け、要員を招集し全社対策本部青森班を青森地域共生本社内に設置する。 東京支社長は、社長からの第1次緊急時態勢発令を受け、要員を招集し全社対策本部東京班を東京支社内に設置する。 c. 社長は、第1次緊急時態勢発令後は全社対策本部長となり、緊急時対策活動を掌握してその職務を遂行するとともに、必要に応じ全社活動方針を示す。 d. 全社対策本部は、社外連絡等の緊急時対策活動を実施するとともに事業所において実施される緊急時対策活動を支援する。 e. 社長が事故その他の理由によって不在の場合は、あらかじめ指名された役員が緊急時に係る職務を代行する。</p>	役職名の変更による読み替え 組織名称の変更による読み替え

濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (5/8)

現行	読み替え後	備考
<p>※1 : 連絡責任者からファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、送信した旨を電話で連絡する。 ※2 : 連絡責任者からファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、原子力防災要員等を通じ、送信した旨を電話で連絡する。</p>	<p>※1 : 連絡責任者からファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、送信した旨を電話で連絡する。 ※2 : 連絡責任者からファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、原子力防災要員等を通じ、送信した旨を電話で連絡する。</p>	役職名の変更による読み替え

別図3 警戒事象発生時の連絡経路

別図3 警戒事象発生時の連絡経路

濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (6/8)

現行	読み替え後	備考
<p>※1: 安全協定に基づく通報 ※2: 原災法第10条第1項に基づく通報先</p> <p>※1: 連絡責任者からファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、送信した旨を電話で連絡し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長についてはその着信を確認する。</p> <p>※2: 連絡責任者からファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、原子力防災要員等を通じ、送信した旨を電話で連絡する。</p>	<p>※1: 安全協定に基づく通報 ※2: 原災法第10条第1項に基づく通報先</p> <p>※1: 連絡責任者からファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、送信した旨を電話で連絡し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長についてはその着信を確認する。</p> <p>※2: 連絡責任者からファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、原子力防災要員等を通じ、送信した旨を電話で連絡する。</p>	役職名の変更による読み替え

別図4 原災法第10条第1項に基づく通報経路（事業所内での事象発生時）

別図4 原災法第10条第1項に基づく通報経路（事業所内での事象発生時）

濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (7/8)

現行	読み替え後	備考
<p>原子力防災管理者 (濃縮事業部長)</p> <p>①発令・召集</p> <p>②連絡</p> <p>事業部対策本部設置</p> <p>埋設事業部長</p> <p>③待機要請</p> <p>再処理事業部長</p> <p>③待機要請</p> <p>原子力防災要員の待機</p> <p>④発令</p> <p>社長</p> <p>全社 (発災事業所以外)</p> <p>⑤招集</p> <p>全社対策本部設置</p> <p>東京班設置 (東京支社長)</p> <p>青森班設置 (青森総合本部長)</p>	<p>原子力防災管理者 (濃縮事業部長)</p> <p>①発令・召集</p> <p>②連絡</p> <p>事業部対策本部設置</p> <p>埋設事業部長</p> <p>③待機要請</p> <p>再処理事業部長</p> <p>③待機要請</p> <p>原子力防災要員の待機</p> <p>④発令</p> <p>社長</p> <p>全社 (発災事業所以外)</p> <p>⑤招集</p> <p>全社対策本部設置</p> <p>東京班設置 (東京支社長)</p> <p>青森班設置 (青森地域共生本社代表)</p>	役職名の変更による 読み替え

別図 8 警戒態勢発令及び第1次緊急時態勢発令に関する社内伝達経路

別図 8 警戒態勢発令及び第1次緊急時態勢発令に関する社内伝達経路

濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (8/8)

現行	読み替え後	備考																								
<p>別表5 副原子力防災管理者の職位と代行順位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職 位</th> <th>代行順位^{*1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">副原子 力防災 管理者 ^{*2}</td> <td>濃縮事業部長代理</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ウラン濃縮工場長</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ウラン濃縮工場 濃縮運転部長</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ウラン濃縮工場 施設部長</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注 記】</p> <p>※1：原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。</p> <p>※2：組織改正等により職位が廃止となる場合は、当該職位を除外し、代行順位を繰り上げるものとする。</p>		職 位	代行順位 ^{*1}	副原子 力防災 管理者 ^{*2}	濃縮事業部長代理	1	ウラン濃縮工場長	2	ウラン濃縮工場 濃縮運転部長	3	ウラン濃縮工場 施設部長	4	<p>別表5 副原子力防災管理者の職位と代行順位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職 位</th> <th>代行順位^{*1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">副原子 力防災 管理者 ^{*2}</td> <td>濃縮事業部副事業部長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ウラン濃縮工場長</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ウラン濃縮工場 濃縮運転部長</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ウラン濃縮工場 施設部長</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注 記】</p> <p>※1：原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。</p> <p>※2：組織改正等により職位が廃止となる場合は、当該職位を除外し、代行順位を繰り上げるものとする。</p>		職 位	代行順位 ^{*1}	副原子 力防災 管理者 ^{*2}	濃縮事業部副事業部長	1	ウラン濃縮工場長	2	ウラン濃縮工場 濃縮運転部長	3	ウラン濃縮工場 施設部長	4	役職名の変更による 読み替え
	職 位	代行順位 ^{*1}																								
副原子 力防災 管理者 ^{*2}	濃縮事業部長代理	1																								
	ウラン濃縮工場長	2																								
	ウラン濃縮工場 濃縮運転部長	3																								
	ウラン濃縮工場 施設部長	4																								
	職 位	代行順位 ^{*1}																								
副原子 力防災 管理者 ^{*2}	濃縮事業部副事業部長	1																								
	ウラン濃縮工場長	2																								
	ウラン濃縮工場 濃縮運転部長	3																								
	ウラン濃縮工場 施設部長	4																								